

邑楽町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 6年 8月 8日

邑楽町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会として「農地利用の最適化の推進」に取り組むことが法的に義務づけられた。

邑楽町はこれまで、平坦で肥沃な圃場を生かしつつ、土地改良事業などにも積極的に取り組み、米麦を主体に野菜や食肉などの生産拠点としてわが国の食料供給に貢献してきた。

しかし近年は、農業後継者の減少などによって耕作が難しくなった農地を担い手に集約することで、辛うじて農地の保全と活用がされている状況である。その担い手も高齢化が進んでおり、早急な対策が求められている。

また、相続により町外在住者の所有となった農地や、そもそも相続されていない農地が耕作放棄地になっている例もあり、農村環境の悪化が懸念される。

さらに担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような状況を踏まえ、町の農地の保全と活用を進め、活力ある農業を推進するため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、推進委員）が連携し、「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、邑楽町農業委員会の指針として、具体的な取り組み、目標の達成状況に対する評価方法等を下記の通り定める。

なお、この指針は令和11年を目標とし、改正基盤法第5条第1項に規定する群馬県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する邑楽町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として目指す農地の状況等を示すものであり、適宜、見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止、解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の耕地面積	遊休農地面積	割合
現 状 (令和6年)	1,420ha	8.2ha	0.57%
任期満了時の目標 (令和8年)	1,410ha	7.7ha	0.54%
目 標 (令和11年)	1,400ha	7.2ha	0.51%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

町内の農地を中野・高島・長柄の3地区に分け、農業委員と推進委員が分担し、原則として年1回、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

また、その結果をもとに農地所有者の利用意向調査を行い、必要に応じて個別相談も行うことで、遊休農地の発生防止・解消に結びつける。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、不耕作農地発見等、農地の適正な利用のための現場活動については、利用意向調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査を実施する際に、農地中間管理機構の活用を促進する資料を同封することにより、農地中間管理機構の活用意向の拡大を図る。

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

また、農業委員会窓口での相談や各種手続きの際に農地中間管理機構の活用について紹介し、リーフレットを配布するなどPRに努める。

③非農地判断について

利用状況調査、農地パトロールの中で、再生困難に区分した農地については、現況に応じて「非農地判断」を行う。ただし、農地所有者のモラルの低下を招かないよう、優先順位を決め、慎重に行うものとする。

なお、判断の具体的な方法については別途実施要領を定める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積	農地利用集積面積	割合
現 状 (令和6年)	1,420ha	701ha	49.36%
任期满了時の目標 (令和8年)	1,410ha	720ha	51.06%
目 標 (令和11年)	1,400ha	740ha	52.85%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」への意見反映

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」に際し、各種の調査や農業者との協議によって地域の現状と課題を掘り起こし、同計画に反映させる。

②農地中間管理機構等との連携

経営の縮小や廃止を希望する農家の意向把握に努めるとともに、経営規模の拡大を図る担い手の意向把握に努め、町・農地中間管理機構・農協等と連携して、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権等の農地中間管理事業への移行促進

担い手への農地利用集積が進んでいる地域では、農地の集約化に向けて利用調整や交換などを進めるとともに、利用権の更新時期に合わせて農地中間管理事業への移行を促進する。

④所有者が確知できない農地の取り扱い

所有者が確知できない農地については、農業委員会の公示後、農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 （令和 6 年）	1 人	0 法人
任期满了時の目標 （令和 8 年）	2 人	1 法人
目 標 （令和 11 年）	3 人	2 法人

※親元就農は除く。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

県農業指導センター、県農業会議、県農業公社（中間管理機構）等と連携し、管内の農地を借りたい認定農業者や新規参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェアへの参加と活用

町農業振興課や J A 等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加して新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域農業を支える担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動

農業委員と推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等としてさまざまな相談に応じる。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

邑楽町において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、邑楽町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力